

令和5年度宮崎県麻疹・風しんワクチン接種促進のための普及啓発事業 委託仕様書

1 事業名

令和5年度宮崎県麻疹・風しんワクチン接種促進のための普及啓発事業業務委託

2 事業背景・目的

麻疹・風しんはその感染力の強さから、感染症の発生及びまん延を防ぐためには全世代が一定の抗体を保有していることが重要であり、最も有効な対策としてワクチン接種が推奨されている。

しかし、コロナ禍を経て、定期予防接種(1歳及び小学校就学前1年間の2回)の接種率は全国的に低下し、宮崎県においても令和4年度の定期接種率は直近6年間で最低値となっている。

また、公的な麻疹の予防接種が行われておらず風しん抗体価が低い特定の世代の男性に対し実施されている風しん抗体検査及び予防接種(風しんの追加的対策)の公費措置は、令和6年度までの時限的措置であるため、対象者への積極的な情報提供が急がれる状況である。

こうした背景を踏まえ、麻疹・風しんに関する普及啓発に集中的に取り組むことを目的として、「令和5年度麻疹・風しんワクチン接種促進のための普及啓発事業」を実施する。

3 委託業務の内容及び実施時期

(1) ポスターの作成・発送

麻疹・風しんのワクチン接種を促進するため、宮崎県の特徴を含めた啓発ポスターを作成し、効果的な広報が可能な場所に送付する。

以下に示す内容に沿って、ポスターの制作(企画、デザイン、印刷等)及び発送を行うこと。ただし、規格及び内容・構成については、より効果的な方法があれば提案すること。

ア 広報ターゲット

- 1) 乳幼児の定期接種対象者(1歳児、小学校就学前1年間)の保護者世代(20~40代)
- 2) 風しん抗体価の低い世代(昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれ(令和5年度に44歳~61歳となる))の男性

イ 規格

枚数：3,000枚程度

ウ 内容・構成

- 1) 広報ターゲットが麻疹・風しんやワクチンについて関心を持ち、かつ、接種の必要性を感じられるような内容とすること。

例：・接種を行わないことにより子ども自身や周囲に脅威となる感染症のリスクが生じること
・妊婦が罹患することで先天性風しん症候群を持った児が生まれる可能性があること
・海外からの流入者の増加により、麻疹・風しんの輸入症例が発生しうる状況となっていること
・定期接種年齢を過ぎると有料接種となること(1回あたり約1万円)
・(乳幼児については)将来、医療関係者・教育関係者として就業するにあたって、一定の抗体価の保有(低抗体価の場合はワクチンの接種)が求められること

- 2) 広報ターゲットの年齢層が関心を持ちやすいデザインとすること(説明的になりすぎないこと)。

- 3) 宮崎県の現状を含めること

例：定期接種率の変化(低下している現状)、風しん抗体検査の受検率 等

- 4) 宮崎県の独自性のあるデザインとすること

例：宮崎県のロゴやキャラクターを掲載する 等

- 5) 可能な限り、次年度以降も活用できる内容とすること。

6) ポスターは広報ターゲットによって区別して作成しても、同じ内容で作成してもよい。事業目的や送付先等を念頭に、検討し提案すること。

エ 送付先

- 1) 下記想定送付先を参考に、実現可能でかつ効果的である送付先について提案すること。また、送付先・掲示場所・掲示方法についてよりよい案があれば提案すること。
- 2) 想定送付先：県内の広報ターゲット層が多く所属する事業所や利用する施設等
例：・広報ターゲット層が多く所属することが想定される事業所(従業員数 30 人以上等の事業所において、更衣室・手洗い場・休憩室等に掲示いただく等)
・保育所(送迎者の目につく場所に掲示いただく等)
・大型商業施設(オムツ交換所・授乳室・手洗い場等に掲示いただく等)

オ スケジュール

- 1) 打ち合わせ：契約～令和 5 年 9 月頃
- 2) 完成・送付：令和 5 年 10 月 31 日(火)まで

カ 制作にあたっての留意事項

- 1) 制作するポスターの規格・内容・詳細等については、作成前後で県と十分な協議を行うこと。
- 2) 作成に必要な数値等のデータ等については、必要に応じて県から提供するものとし、必要に応じてデザイン・加工すること。
- 3) 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。
- 4) ポスターについて、自治体（県・市町村）が今後 PR を行っていく上で参考となる具体的な活用方法があれば、提案すること。

キ 成果品等

- 1) 完成したポスター 2600 部は「エ 送付先」に送付し、別に 400 部を県に納品すること。
- 2) ポスター作成にあたり使用したイラスト、写真等の素材、及びポスターの完成データを記録した CD-R 等 1 枚
- 3) 納品場所：県が指定する場所

ク 経費等

委託経費には、ポスターの作成に係る打ち合わせ、企画・デザイン、取材、編集、印刷、郵送費等すべての経費を含む。

(2) マスメディア・SNS 等による広報の企画・実施

市町村が実施する接種勧奨（※）を念頭に、マスメディアや SNS 等を用いた広報を企画・実施する。以下に示す内容に沿って、広報を企画・実施すること。

（※市町村で実施している主な接種勧奨）

- ・接種対象者に対するはがき・文書通知（4～5 月、及び随時）
- ・市町村広報紙・ホームページでの周知（随時）
- ・乳幼児の接種対象者に対する 1 歳半健診、就学前健診での個別勧奨（随時）

ア 広報ターゲット

- 1) 乳幼児の接種対象者(1 歳児、小学校就学前 1 年間)の保護者世代(20～40 代)
- 2) 風しん抗体価の低い世代(昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれ(令和 5 年度に 44 歳～61 歳となる))の男性

イ 媒体・方法

- 1) 広報ターゲットに見合った有効な手段（広報媒体・方法・時間・回数等）で実施すること。
- 2) 下記媒体例を参考に、複数組み合わせる実施すること。ただし、広報を行っていく上で他によりよい媒体・方法があれば、変更の提案を妨げるものではない。

- 3) 媒体例：テレビ CM、SNS(Instagram、Facebook、Twitter、LINE、Youtube 等)、街頭大型ビジョン、新聞・雑誌、ラジオ等

ウ 内容・構成

- 1) 広報ターゲットが麻しん・風しんワクチンについて関心を持ち、かつ、接種の必要性を感じられるような内容とすること。

例：・接種を行わないことにより子ども自身や周囲に脅威となる感染症のリスクが生じること
・妊婦が罹患することで先天性風しん症候群を持った児が生まれる可能性があること
・海外からの流入者の増加により、麻しん・風しんの輸入症例が発生しうる状況となっていること
・定期接種年齢を過ぎると有料接種となること（1回あたり約1万円）
・(乳幼児については)将来、医療関係者・教育関係者として就業するにあたって、一定の抗体価の保有(低抗体価の場合はワクチンの接種)が求められること

- 2) 説明的になりすぎず、広報ターゲットが関心を持ちやすい構成とすること。

- 3) 宮崎県の現状を含めること

例：定期接種率の変化(低下している現状)、風しん抗体検査の受検率 等

- 4) 宮崎県の独自性のあるデザインとすること

例：宮崎県のロゴやキャラクターを掲載する 等

- 5) 次年度以降も活用することを念頭に作成すること。

エ 実施スケジュール

- 1) 打ち合わせ：契約～令和5年11月頃

- 2) 広報実施期間：10月～2月の間で複数回実施

- 3) 動画等のデータの最終納品：令和6年3月8日(金)まで

オ 制作にあたっての留意事項

- 1) 制作する動画等の内容・詳細については、作成・実施前に県と十分な協議を行うこと。

- 2) 作成に必要な数値等のデータ等については、必要に応じて県から提供するものとし、必要に応じてデザイン・加工すること。

- 3) 映像等の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加などの編集作業を行うこと。

- 4) 人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。

- 5) 制作物について、自治体（県・市町村）が今後PRを行っていく上で参考となる具体的な活用方法があれば、提案すること。

カ 成果品等

- 1) 動画等：DVDプレイヤーで再生可能な形式でDVD-ROM等 1枚

- 2) SNS広告等：SNS等でアップロード可能な形式で納めたDVD-ROM等 1枚

- 3) 動画作成にあたり使用したイラスト、写真、動画等の素材を記録したCD-R等 1枚

- 4) 納品場所：県が指定する場所

キ 経費等

委託経費には、広報に係る打ち合わせ、企画・デザイン、取材、撮影、編集等すべての経費を含む。

4 委託期間

契約の日から令和6年3月29日（金）まで

5 委託料

6,090,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

内訳（想定額）：(1) ポスターの作成・発送 : 300,000円
(2) テレビ・SNS等による広報の企画・実施 : 5,790,000円

なお、上記内訳は目安であり、委託料総額の上限内であれば、業務ごとの金額の変更を妨げるものではない。また、支払いは、業務完了後の精算払いとする。

6 実績報告書の作成

受託者は、業務完了後直ちに実績報告書（収支決算書類を含む）を委託者に提出（電子データおよび紙媒体）し、承認を得ること。

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 目的に沿った広報効果、教育効果の高い内容とすること。
- (2) 費用対効果、法令遵守、個人情報の保護等に配慮すること。
- (3) この業務に関する制作物の権利の一切は、全て宮崎県に帰属するものとする。
- (4) この業務に関する制作物・イラスト・画像等については、宮崎県感染症対策課が指定する様式の電子データで提出すること。
- (5) 業務遂行に当たっては、宮崎県感染症対策課と十分な連携を図ること。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、県と十分に協議を行うこと。